

大規模災害時における死体検案体制に関する研究

主任研究者	高津 光洋 (東京慈恵会医科大学)
分担研究者	三澤 章吾 (筑波大学)
	高濱 桂一 (宮崎医科大学)
	西 克治 (滋賀医科大学)
	福永 龍繁 (三重大学)
	西村 明儒 (滋賀医科大学)

厚生省科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）

総括研究報告書

大規模災害時における死体検案体制に関する研究

主任研究者 高津光洋 東京慈恵会医科大学法医学教室・教授

研究要旨

平成8年度に研究した法医学専門家の死体検案支援体制及び死体検案支援可動者リストの作成、警察（嘱託）医を対象とした大規模災害時の死体検案に対する意識調査と可動調査、平成9年度に研究した救急医を対象とした大規模災害時における医療活動（救急医療、死体検案）についての意識及び可動性調査、及び異状死体、死体検案に対する意識調査の結果を参考として、大規模災害時の死体検案実施マニュアルの原案を作成した。この際、各都道府県における地域防災計画、あるいは震災対策計画を出来る限り収集し、死体検案に関する記載事項を検討した。死体検案実施マニュアルでは以下の内容について検討した。1) 基本的事項：わが国における異状死体の取り扱い、死体検案の重要性、大規模災害時の死体検案の特性と問題点等。2) 大規模災害時の死体検案体制の概略：遺体の取り扱い、情報連絡系統図、検視・死体検案場所等。3) 死体検案時の重点項目：法医学専門家集団、一般臨床医、自治体、警察等で役割や対応が異なるので、重要項目を特別に検討した。4) 死体検案の実際：大規模災害時の死体検案の問題点や注意点を災害の種類別、規模別視点を含めて中心に検討した。5) 死体検案書について：死亡診断書と死体検案書の違い、大規模災害時様死体検案書の様式、記載方法、交付と保管、取り扱い等。阪神淡路大震災における死体検案の経験から、これらの点について提言し、併せて死体検案書の具体的な記載例を検討した。6) 平常時における準備：検案用具、支援体制の構築、支援可動者リストの作成、死体検案への取り組み、救急医療訓練の際に死体検案体制についても同時に訓練することの重要性等について検討した。

以上の点から、死体検案体制が各自治体の救急体制、検視・検案体制にどのように組み込まれるか、実施可能な情報連絡系統図をどう構築するか、厚生省災害対策マニュアル等に大規模災害時における死亡者の取り扱い、あるいは死体検案に関する記載の追加の必要性について検討が平成11年度の研究課題として残った。

分担研究者

三澤 章吾 筑波大法医学・教授
高濱 桂一 宮崎医大法医学・教授
西 克治 滋賀医大法医学・教授
福永 龍繁 三重大法医学・教授
西村 明儒 滋賀医大法医学・助教授

A. 研究目的

「21世紀の災害医療体制」（厚生省健康政策局指導課監修）のなかの「災害時における死体検案のあり方」の項にも述べられているように、大規模災害における死亡者の人権と尊厳を保持し、将来大規模災害時における人身傷害を予防するためには、死因をできる限り正確に診断することが不可欠である。このためには死体検案を救急医療の最終段階と位置づけ、国や都道府県の救急医療体制

の中に死体検案体制を組み込み、法医学の修練を受けた医師を中心とした死体検案体制を確立しておくことが不可欠である。また、平時から異状死体における死体検案の重要性を認識し、死体検案医師の確保と検案実務の充実を図る必要がある。さらに、死体検案の充実と死体の法医学的情報の一元化のためには、一般臨床医をも対象とした死体検案実施マニュアルの作成が不可欠である。このような目的のもとに、厚生科学研究費補助金「災害支援対策総合研究事業」の援助のもとに、平成8年度に研究した法医学専門家の死体検案支援体制及び災害がいつ発生しても対応できる死体検案支援可動者リストの作成、日常死体検案の機会の多い警察（嘱託）医を対象とした大規模災害時の死体検案に対する意識調査と可動調査、平成9年度に研究した日常異状死体や死体検案に接する機会の多い救急医を対象とした大規模災害時における医療活動（救急医療、死体検案）についての意

識及び可動性調査、及び異状死体、死体検案に対する意識調査の結果を参考にして、大規模災害時の死体検案実施マニュアルの原案を作成した。過去2年間の研究活動の過程で、いくつかの自治体における地域防災計画の災害救急医療マニュアルに死体検案に関する項目が欠落していたので、各都道府県における災害救急体制における死体検案体制の実態について資料収集を行っている。各都道府県の地域防災計画の収集がまだ不十分であるので最終的なマニュアル作成と広報は次年度に持ち越すが、これまでの研究成果を参考にして大規模災害時における具体的な死体検案体制を提言するとともに、法医学専門家、一般臨床医（警察医、救急医等）のみならず、自治体をも対象とした死体検案実務マニュアルの原案について骨子を述べる。

B. 研究方法

1. 平成8年度に研究した法医学専門家の死体検案支援体制及び死体検案支援可動者リストの作成、警察（嘱託）医を対象とした大規模災害時の死体検案に対する意識調査と可動調査、平成9年度に研究した救急医を対象とした大規模災害時における医療活動（救急医療、死体検案）についての意識及び可動性調査、及び異状死体、死体検案に対する意識調査の結果を詳細に分析し、大規模災害時の死体検案マニュアル作成のための資料を作成した。
2. 各都道府県における地域防災計画を収集し（本年度は少数県しか集まらなかった）、死体検案体制が構築されているか、死体検案がどのように行われているかについて調査し、マニュアル作成の参考とした。
3. 以上の資料を参考として大規模災害時の死体検案実務マニュアルを検討し、原案を作成した。

C. 研究成果

厚生省健康政策局長通知「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」（平成8年5月10日付）及び「21世紀の災害医療体制」（厚生省健康政策局指導課監修）のなかの「災害時における死体検案のあり方」の項において、「災害時における死体検案体制の整備」が挙げられている。その重点項目は以下の通りである。

- ◆大規模災害による死亡者は異状死に属し、医師による死体検案が必要である。
- ◆基本的に臨床医は災害時の初期救急医療に専念すべきであるが、死体検案を余儀なくされることにより本来の傷病者の救急医療活動が妨げられるのみならず、死亡者の権利や尊厳に係わる法医学的判断を要求される。
- ◆このため、法医学の修練を積んだ医師が発災後可及的早急に死体検案業務を1本化されて行い

得る体制を平素から確立しておく必要がある。

- ◆また、各都道府県の地域防災計画には死亡者の死体検案の重要性を認識したうえで、死体検案業務の指揮・命令系統と検案体制を定める必要がある。
- ◆このような死体検案体制の確立は死亡者の法医学的情報が一元化され、将来の災害に対する人的被害の予防対策の資料となる。
- ◆しかし現実には、警察（嘱託）医や救急医を中心とした一般臨床医が死体検案を行う事態が想定されるので、大規模災害時の死体検案実務マニュアルの作成が必要である。
- ◆一方、法医学の修練を積んだ医師の全国規模の死体検案支援体制の構築も必要である。

本研究班は、阪神・淡路大震災における現場での死体検案を中心的に行なった経験をも参考にして、以下の大規模災害時における死体検案実務マニュアルの原案を作成した。

1. 大規模災害時における死体検案実務マニュアル（案）

はしがき

- ◆このマニュアルは、厚生科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）③医療提供体制基盤整備に関する研究のうち、大規模災害時における死体検案体制に関する研究の一環として作成された。
- ◆地震、交通機関事故等の大規模な災害で多数の死亡者が発生した場合、正確な死因の診断、死亡時刻の推定、身元確認のための情報収集等を行い、死亡者の人権や尊厳を擁護・保持する必要がある。
- ◆このマニュアルは、大規模災害時の死体検案の重要性、死体検案体制の構築、法医学の修練を積んだ医師の死体検案支援体制、死体検案の実際、死体検案書の記載方法と取り扱い等、大規模災害時の死体検案がスムーズに行われると共に、一般医師や自治体の防災関係者が大規模災害時の死体検案の重要性についての認識を高め、災害医療研修等で利用されるために作成された。
- ◆各都道府県や各種防災関連機関では、各機関で定められている防災計画に準拠し、統一された強力な指揮の下、災害救急医療体制と検視・死体検案体制とが秩序ある分担と連携を保ちながら死傷者の人権と尊厳を損なうことなく、適切に対応することが望まれる。
- ◆このマニュアルの主な内容は次の通りである。
- (1) 検視・死体検案に関する基本的事項
　　わが国における異状死体の取り扱い、死体検案の重要性、大規模災害時の死体検案の特殊性等について記載する。
 - (2) 大規模災害時における死体検案体制の概略

検視・死体検案活動に関する指揮・命令系統、法医学専門集団における死体検案支援体制、遺体収容・搬送、遺体収容所の設置等についての望ましい体制について記載する。

(3) 検視・死体検案活動の実際

大規模災害時の実際の死体検案における注意点や問題点等について災害の種類別、規模別視点を含め記載しています。また、遺体の保存方法、火葬実施に対する阪神淡路大震災での体験に基づいた望ましい方法を記載する。厚生省生活衛生局の火葬データベースを活用する。

(4) 死体検案書について

重要性、記載方法、交付と保管、大規模災害時用死体検案書及び死体検案調書の様式等について記載する。

第一章 検視・死体検案に関する基本的事項

1. 異状死体と届け出の義務

災害による死亡は異状死であり、警察に届け出をして検視・死体検案を受ける必要がある。

- ◆異状死の定義：日本法医学学会の定義に従い、診療を受けていた患者が診断されていた疾患で死亡した場合（ふつうの死）以外の死をいう。
- ◆どのような死体が異状死か？付表1の通り、外因死はすべて異状死である。また、人体の一部も異状死体である。
- ◆届出の義務：医師は異状死を検案した場合、24時間以内に所轄の警察に届けでなければならぬ（医師法21条）。義務違反には罰則規定がある。

◆大規模災害時の問題点：病院搬入時心肺停止状態（CPAOA）でそのまま死亡した場合もほとんどが異状死である。

◆わが国における異状死体の取り扱い：監察医制度施行地域（東京23区、横浜、名古屋、大阪、神戸）では監察医、その他の地域では警察（嘱託）医や一般臨床医が死体検案を行っている。

2. 死体検案の重要性

災害による死者は医師による死体検案によって死亡の確認、死因、死亡時刻、災害による死亡か否か等について医学的に判断される。

◆死体検案：医師が死体の外表を検査して上述の点について医学的に判断することをいう。メスなどで死体を切開することは許されないが、医学的診断のため、遺族の承諾のもとに注射器で体液を採取することは許されている。

◆このため、検案医師は十分な法医学的知識と技能を有することが望ましい。

◆警察官も検視の一環として死体を観察するが、これは死体検案ではない。

◆医師による医学的判断の結果を記載したもののが死体検案書である。この死体検案書がなければ

死亡者の死亡届が出来ない。

3. 死亡診断書と死体検案書

災害での死亡者を死体検案した場合は必ず死体検案書を交付する。

- ◆死亡診断書はふつうの死を迎えた患者に対して担当医が交付する。災害で受傷した患者がその外傷で死亡し、死亡の原因が明らかであっても死体検案書を交付できない。
- ◆死亡診断書も死体検案書も人の死亡を医学的・法律的に証明すると同時に、わが国の死因統計の資料となる。

4. 大規模災害時の死体検案書の特殊性

大規模災害時の死体検案書は個々の死亡者の戸籍抹消・社会的権利の終焉と相続権者の権利行使等のほか、災害や事故の発生原因の種別によって生じる刑事訴訟法上の検証、災害原因の究明、疫学調査の資料、人的災害予防や災害復興計画立案等の基礎的資料となる。

- ◆このように死体検案は複数の視点を要求されるので、死亡者に関する法医学的情報が一元化される必要がある。
- ◆災害現場から発見された死体が必ずしも災害で死亡したとは限らない。阪神・淡路大震災でも震災前に死亡していたと思われる死体や、震災に関係なく突然死した死体があった。
- ◆従って、死体検案支援体制に加えて死因決定のための法医解剖支援体制や薬物検査・個人識別検査等、死体検案に付随する検査の支援体制が必要となる。
- ◆短時間で多数の死体検案を行う必要から、死体検案書、死体検案調書等の関係記録・書類の正確な作成と整理・保存が不可欠である。
- ◆これらのため、死体検案医師1人による検案は不可能であり、歯科医師、中毒専門家、検案補助者とのチーム編成が必要である。
- ◆遺体の安置・保存処置への専門的助言も欠かせない。
- ◆以上の理由から、法医学会死体検案認定医や法医認定医が統括責任者となり、十分な法医学的能力を有する集団による検案・検査・書類作成が実施されることが望ましい。
- ◆死体検案のみで死因が明らかでない場合、日本法医学会の災害支援体制には解剖支援も含まれているので活用する。

第二章 大規模災害時の死体検案体制

1. 国の対応

わが国の大規模災害における災害体制や救急医療体制の中に死体検案体制についても記載し、各都道府県の地域防災計画に死体検案体制を構築するよう指導する。

- ◆死体検案は災害救急医療の最終段階と位置づけ

る。

2. 都道府県の対応

- 各道府県は大規模災害時における死体検案の重要性を認識し、早急に死体検案体制、即ち死体検案業務の指揮命令系統と死体検案体制を構築し（例えは付図2）、地域防災計画、あるいは災害医療マニュアルに記載する。
- ◆各道府県における地域防災計画では、「死体の検案：市町村は死体の死因その他について医学的検査を行う」、「検案は救護班が実施する。多数の場合は一般開業の医師の協力を得る」等程度の記載であり、ほとんど記載に乏しい。
 - ◆衛生主管部局、警察本部、大学法医学教室、監察医務機関、医師会、歯科医師会、警察医会、日本赤十字社支部、薬剤師会、市町村、消防等が十分に協議し、死体検案体制を構築すると同時に、他地域への死体検案支援要請についても指揮命令系統と窓口を一本化して明確に設定する。
 - ◆監察医制度施行地域では、監察医務機関の長が死体検案体制の責任者になることが望ましい。
 - ◆東京都は東京都災害医療運営連絡会が中心となって「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル）」を作成しており、本研究班は完成度の高いマニュアルと考えている。各自治体においてもこれを参考に大規模災害時の検視・検案体制を構築することを推奨する。なお、東京都衛生局医療計画部救急災害医療課から「災害時歯科医療救護活動マニュアル」も発行されている。

3. 日本法医学会の対応

- 1997年に大規模災害・事故時の死体検案支援体制が構築された。その概略は以下の通りである。
- 1) 支援体制の流れ図を付図3、4に示した。
 - (1) 日本法医学会への支援要請
 - ◆国、都道府県、あるいは警察本部は災害地大学法医学教室や監察医務機関（災害現地機関）に死体検案支援の要請をする。
 - ◆東京都では東京都監察医務院から日本法医学会に支援要請できるが、検案班から直接要請することもできる。但し、その旨当該地の死体検案体制に明記されている必要がある。
 - ◆災害現地機関は速やかに地区理事を介して日本法医学会（理事長、あるいは庶務委員長）に連絡する。
 - ◆人的支援の要請がない場合でも、災害現地機関は日本法医学会と綿密に連絡をとり、いつ支援要請がきても対応できる状態にすること。
 - (2) 死体検案支援対策本部の設置と派遣
 - ◆理事長は支援要請に基づき速やかに死体検案支援対策本部を設置する。
 - ◆支援対策本部は、災害の種類、規模に応じて予め作成されている派遣可能者リストに従い死体

検案チームを編成し、現地に派遣する。

- ◆法医学関連機関は支援対策本部の指示、要請がない限り、勝手に現地に人員を派遣してはならない。また、災害現地機関は支援対策本部から指示のあった支援者のみを受け入れる。
 - ◆災害現地機関は都道府県が現地に設置する災害対策本部の一部と位置づけ、常に災害対策本部と密に連絡をとり、指示に従う。
 - ◆日本法医学会からの支援者ははあくまで検案支援であり、派遣人員の増減、派遣場所等については災害対策本部、あるいは災害現地機関の指示に従う。
 - ◆日本法医学会からの支援者は腕に日本法医学会と書かれた腕章をつける。
- (3) 派遣可能者リストの作成
- ◆日本法医学会はいつ災害が発生しても支援できるように、支援派遣可能者リストを作成しておく。
 - ◆派遣可能者リストは医師、歯科医師（法歯学）、薬毒物分析専門家、事務処理担当者等ごとに記載され、災害の種類や規模に応じて死体検案チームを編成する。
 - ◆日本法医学会の支援可動者リストは3年ごとに追加・更新する。
- (4) 死体検案の実施
- ◆日本法医学会支援者が行う死体検案に関する最終責任は災害現地機関の長が負う。
 - ◆支援者は災害現地機関の指示に従い、事前に死体検案の具体的な打ち合わせを行い、死体検案書様式、記載事項の統一化を図り、死亡者からの法医学的情報の一元化に努める。
 - ◆死体検案書、死体検案調書、各種記録、写真、損傷図等の原本はすべて災害現地機関に帰属する。
 - ◆死体検案書の発行機関は災害現地機関とする。
 - ◆死体検案書は検案終了後速やかに発行する。
- (5) 解剖の支援
- ◆災害地においても通常の検案・解剖業務が要求される。また、災害で死亡したか否かが不明な死亡者では解剖検査が必要となる。このような場合、原則として現地機関が行う。しかし、災害現地機関及び警察と協議のうえ要請があれば解剖補助等の支援も念頭におく。
- (6) 遺体の保存処置等
- ◆遺体の搬入、納棺、保存処置等は各都道府県のマニュアルに準じて積極的に助言、補助を行う。
3. 遺体取り扱いの流れの概要（付図5）
- (1) 遺体の取り扱い
- 災害によって死亡者や行方不明者が発生した場合、死者の尊厳を損なうことなく、関係機関の連絡を密にして捜索、死体の収容、検視・検案、火葬等を行う必要がある。
- ◆人の死はいわゆる心臓肺動の停止、呼吸の停止、

- 瞳孔反射の停止の三徴候で診断されるが、死体は死体硬直や死斑等の早期死体现象(死の確徵)の発現によって診断できることを念頭におきトリアージを行う。
- ◆災害による死亡は異状死体として検察官、司法警察員の検視と医師による検案の後死亡届をして火葬される。
 - ◆災害発生の季節によっては遺体の防腐処置が必要となる。ドライアイス等が大量に必要となる。外国人においてはエムバーミングの必要もあるので関係団体と協議しておく。
 - ◆阪神大震災のように2000人以上の死亡者が発生すると火葬場の確保が大きな問題となる。また、火葬場の確保のため遺族は死亡届けを急ぎ、何より早い死体検案書の交付を希望する。都道府県の死亡届の遺体安置所での受理、特例の火葬許可証等厚生省災害対策マニュアルに従い、都道府県と市町村および関係機関と緊密に連絡をとり、遅滞なく対応する。
 - ◆災害給付金や生命保険等のため、遺族が死亡者に関する書類を要求する場合があるので、検視調書、死体検案書等の各書類の原本は厳重に保管する。
- (2) 検視、死体検案活動の発令・要請・情報連絡系統（付図3）
- 遺体の収容・検視・検案・死体の処置・火葬に関して、平常時に各関係機関は連携して具体的な体制を検討し、災害時に遅滞なく行う。
- ◆都道府県と市町村は、円滑な遺体の収容・検視・検案・死体の処置・火葬が行われるように、救急医療・救護活動との秩序ある分担を図る。
- (3) 行方不明者の搜索、発見遺体の収容・搬送
- ◆都道府県は市町村からの要請に基づき関係機関との連絡調整を図り、遺体の搜索、収容を支援する。
 - ◆市町村は災害対策本部と連携のうえ各所轄警察署、自衛隊、ボランティアなどの協力を得て行方不明者の搜索を行う。状況からの判断と死体硬直や死斑等の死体所見の発生を根拠に死亡を判断し、遺体の収容を実施する。
 - ◆各所轄警察署は市町村が実施する遺体の搜索・収容に協力し、救助・救急活動に伴い発見した遺体の適切な処置を行う。
 - ◆各所轄消防署は、救助・救急活動に伴い発見した遺体、病院搬送後に死亡確認された遺体に関し、関係機関に引き継ぐ等適切な処置を行う。
 - ◆海上保安庁各支部は、遺体の搜索・収容を実施し、関係機関と協議して定められた岸壁に遺体を揚収し、処理を引き継ぐ。
 - ◆自衛隊は救助・救急活動に伴い発見した遺体を関係機関に引き継ぐと共に、市町村が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- (4) 遺体の搬送
- ◆都道府県は、市町村が行う遺体の搬送について関係機関との連絡調整を行う。
 - ◆市町村は遺体収容所の管理者（各所轄警察署長が望ましい）に連絡のうえ遺体収容所に遺体を搬送する。
 - ◆各所轄警察署は市町村が実施する遺体の搬送に協力する。
 - ◆各所轄消防署は、傷病者の搬送が主務であるが、救助・救急活動に伴い発見した遺体、病院搬送後に死亡確認された遺体に関し、関係機関に連絡する等遺体の搬送に協力する。
 - ◆自衛隊は救助・救急活動に伴い発見した遺体を関係機関に引き継ぐと共に、市町村が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- (5) 遺体収容所の設置
- ◆都道府県は、災害による多数の死亡者の発生に備えて、都道府県、警察本部、所轄警察署等の関係機関と協議し、市町村が発災後速やかに遺体収容所を設置して身元確認、検視、死体検案が迅速に行われるような体制を整備しておく。
 - ◆市町村は、災害発生後すみやかに遺体収容所を設置し、都道府県および所轄警察署と連携のうえ検視・検案業務を行える体制を構築する。多数の死者が発生することを考慮し、設置場所は何ヶ所かの候補場所を挙げておく。
 - ◆遺体収容所は、混乱を避けるため避難所や医療活動場所離れた場所に設置することが望ましい。
 - ◆遺体安置所は検視・検案を行う場所と仕切る。
 - ◆遺体安置所に管理責任者を置き、安置所の活動全体を指揮する。
 - ◆遺体安置所には、「遺体安置所」は勿論、遺族控え所、受付等を看板で明示し、遺族の混乱を避ける。
 - ◆遺体安置所は次の条件を満たしていることが望ましい。
 - a. 管理責任者、広報担当者等常駐できる。
 - b. 水、通信・交通手段が確保できる。
 - c. 遺族による身元確認が行える。
 - d. 行方不明者の遺品等の展示・確認ができる。
 - e. 遺体の保冷、エンバーミング等保存処置、縫合、洗浄等が実施可能である。
 - f. 遺体の一時保存ができる。
 - g. 死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の手続きができる。
 - h. 棺桶等安置所で必要な物品を保管できる。
 - ◆日本赤十字社各都道府県支部は、検視・検案後の死後の処置を実施できる体制と整備する。
 - ◆市町村は関係機関と協議のうえ遺体収容所の設置状況、収容状況に関する広報を行う。
 - ◆遺体安置所の設置に関して、平常時に以下の点について関係機関が協議し、条件整備を行っておく。
 - a. 遺体収容所の管理者とその任務

b. 遺体搬送と収容に関する事項

- c. 遺体安置所内の配置区分
- d. 収容後検視・検案までの遺体の取り扱い
- e. 遺体収容所設置のための備品、資材の確保・調達
- f. 検視・検案用資材の確保・調達・保管

(6) 遺体の検視・検案

- ◆各所轄警察署は検視班を編成し、遺体収容所等に派遣して検視を行うと共に、死体検案業務に関して関係機関と連携しこれを補佐する。
- ◆死体検案体制が確立している都道府県ではこれに従い死体検案班を編成する。
- ◆監察医制度施行地域を有する都道府県は、監察医務機関の長に死体検案班の編成を要請する。
- ◆監察医制度非施行地域の都道府県は、災害の規模によって、当該地区の大学医学部法医学教室、警察医会、あるいは医師会に死体検案班の編成を要請する。
- ◆当該地区的大学医学部法医学教室、あるいは医師会は、都道府県の要請により死体検案班を編成して死体検案を行い、遺族がいれば速やかに死体検案書を交付をする。
- ◆医師会を中心に死体検案班が編制される場合でも、大学法医学教室の長が検案班に編入され死体検案実務を指導することが望ましい。
- ◆日本赤十字社の各支部・国立病院等の医療救護班は受傷者の救急医療活動が第一義的に行なうことはいうまでもないが、都道府県の要請によって必要に応じて死体検案に協力する。
- ◆日本法医学会の支援可動者及び歯科医師会は都道府県及び同警察本部の要請を受け、個人識別班を編成し、死体検案班に協力する。
- ◆災害による死亡者が多数の場合、都道府県は遅滞なく大学法医学教室法医学教室を通じて、あるいは県警察本部を通じて日本法医学会災害時死体検案支援体制に遅滞なく死体検案支援を要請する。この際、各都道府県の死体検案支援に関する指揮命令系統を早急に確立し、窓口を一本化しておく。
- ◆日本赤十字社の各支部は各都道府県との契約によって死体検案後の処置を担当する。

(7) 遺体の火葬・保存

- ◆市町村は、検視・検案、死後の処置を終え遺族などに引き渡された遺体に関し、遺体収容所等における死亡届の受理と埋火葬許可証の発行を行う。
- ◆市町村は、遺族等による火葬場への遺体の搬送が困難な場合にはそれを援助する。
- ◆都道府県は、市町村を支援するため、近隣府県の火葬場の使用に関する調整及び情報の提供を行う。
- ◆自衛隊は状況に応じて、市町村の実施する火葬場への遺体の搬送を協力する。

第三章 検視・死体検案の実際

大規模災害において多数の死亡者が発生した場合にはそれを上回る負傷者が発生しているのが通常である。臨床医は一義的に傷病者の救急医療活動に専念し、遺体の死体検案、個人識別等は法医学の修練を積んだ法医学学者や監察医が中心となって実施することが望ましい。

◆救急病院においてはCPAOAの患者や搬入後死亡する場合が少なくないが、速やかに所轄の警察署に届け出て遺体を安置所に搬送させる。監察医制度施行地域では監察医が死体検案を行うが、非施行地域では死体検案を依頼されることもあるので、平常時にも死体検案の重要性を認識し、検案業務に携わる医師を養成しておくことが望ましい。

1. 検視・検案に関する機関別の活動

1) 都道府県警察本部

本部長は、大規模災害時における検視・検案に関する指揮命令系統を速やかに発動させる。

- (1) 本部長は各警察署長に命じ発症後速やかに検視班を編成させ、遺体収容所等に派遣する。
- (2) 本部長は各遺体収容所等の遺体収容状況を把握・調整し、監察医制度施行地域では監察医務院（事務所）、その他の地域では必要に応じて日本法医学会、あるいは各大学法医学教室、医師会等に速やかに死体検案を要請する。
- (3) 検視班は、検視規則、死体取扱規則、各都道府県警察により取り決められた大規模災害時における死体取扱要綱等に基づき、遺体を検視し、引き続き医師による検案の補助を行う。

2) 都道府県

大規模災害時における死体検案体制の指揮命令系統を速やかに発動させ、災害の規模、種類に応じて速やかに適切な対策を講じる。

- (1) 監察医制度施行地域では、監察医務機関の長に命じて検案班を編成させ遺体収容所に派遣し、速やかに遺体が検案されるよう必要な措置を講じる。
- (2) 監察医のみで検案態勢が十分でないと判断したときは、警察、日本法医学会、関係機関等と連絡のうえ速やかに応援を要請する。

◆日本法医学会死体検案支援体制に置いては、監察医制度施行地域では監察医の業務を支援するので、都道府県は速やかに支援医師に対して臨時（非常勤）監察医の委嘱等の措置を取り、検案業務、死体検案書の取り扱い等に混乱がないようにする。

- (3) 市町村長の要請があれば、迅速且つ的確な検視・検案が行える体制を関係機関と緊密に協議して作成する。

(4) 監察医制度非施行地域においては、一般臨床医が中心となって死体検案が行われることが

多いが、大学法医学教室、医師会、警察、消防、関係機関等が協議して大規模災害時の具体的な死体検案体制を構築する。

- ◆災害の種類、規模によっては多数の死亡者、個人識別や中毒検査等が必要である等、法医学専門家による死体検案が必要であるので、速やかに日本法医学会に支援要請する。

3) 監察医務機関、日本法医学会

大規模災害時の死体検案支援体制を構築し、検案支援の要請に速やかに対応する。

- (1) 監察医務機関、あるいは日本法医学会は、都道府県警察と連絡調整し、速やかに検案班、法歯班を編成して遺体収容所に派遣する。
- (2) 検案班は、都道府県警察の検視班と協力して遺体を検案し、死体検案書の作成・交付等必要な措置を講じる。
- (3) 監察医機関、日本法医学会は互いの連絡を密にし、検案体制を十分に機能させる。

4) 協力機関

大規模災害時の死体検案の重要性を認識し、救急医療体制の一環として死体検案体制についても具体的な対応体制を構築しておく。

- ◆特に監察医制度非施行地域においては、一般臨床医が死体検案の中心となる可能性がある。平常時に死体検案に関して積極的に研修し、災害時の死体検案に的確に対応できるよう備える。
- ◆警察、地域の大学法医学教室教授、消防等と綿密に協議し、死体検案が円滑に行えるような体制を構築する。
- ◆大災害時に多数の死亡者が発生したときは、速やかに日本法医学会等に検案支援の要請をするよう警察等に具申する。

◆以下の機関が死体検案における協力機関として重要である。

- (1) 都道府県医師会（警察医会）
- (2) 都道府県歯科医師会
- (3) 日本赤十字社各病院
- (4) 国立病院
- (5) 各地域基幹病院等

2. 大規模災害時の死体検案

大規模災害時の死体検案も平常時の死体検案も本質的には変わらない。また、死体検案書の書き方についても同様である。しかし、大規模災害時においては多数の死亡者を短時間で検案せねばならず、阪神・淡路大震災における法医学専門家の検案体数から試算すると、50体/日である。また、大規模災害の種類、規模によって死因、損傷形態、個人識別の必要性等が異なる。死体検案や死体検案書等の書類を作成するスペースが十分でないことが予想される。

- ◆本マニュアルでは以下死体検案書の記載を中心に述べる。

1) 死体検案書の交付場所

◆飛行機事故等で交通機関に問題がなければ、死亡届用の死体検案書は事務手続き上1個所で交付する。

- ◆大震災等で交通機関等ライフラインが切断されている場合、死亡届用の死体検案書は検案チームごとに原本を残し、謄本の形で遺体安置所等検案場所で交付する。

◆いずれの場合も、事前に死体検案書の様式の統一、書類保存の方法等が検案医師の間で決定されていなければならない。

- ◆死亡届用死体検案書交付以降の生命保険用等の死体検案書の交付は、災害発生地の大学法医学教室等の災害現地機関とする。

◆災害現地機関は事後の死体検案書の交付のため、検案書作成医師の了解を得ておく。交付の際には謄本である旨を記載し、保管機関から交付する。

- ◆保管機関では、交付書類と原本との間に契印を押し、発行日、交付申請者、交付部数、提出先等を記録して残す。

◆これは支援医師が遠方であったり、死亡、留学等により検案書を交付できない場合でも、遺族の労力少なく検案書を交付できる。

- ◆公務所、公的団体、生命保険会社等からの照会には検案医師が直接対応する。このためにも、検案医師は検案した死体の死体検案書の謄本を保存しておくことが望ましい。

◆一般臨床医が中心に死体検案される場合、死亡届用及びその後の死体検案書を遺族の手間や混乱なく速やかに交付できる体制を事前に構築しておく。

2) 死体検案書の保管

(1) 保管場所

- ◆日本法医学会支援派遣チームが検案した場合、災害現地機関が原本を保管し、謄本を所轄警察署に渡す。

◆死体検案チームは死体検案が終了した時点で原本を災害現地機関に届ける。

- ◆一般臨床医が中心に死体検案される場合、速やかに交付できる体制の中に保管場所も併せて検討しておく。

(2) 保管期間

- ◆失踪宣告や死亡宣告、相続問題等の関係で、医師法での診療録の保存期間（5年）以上であることが望ましい。行政的援助、災害統計等の証明や資料としても使用される。

◆死体検案書以外の記録類も謄本を保管機関で保管する。

3) 死体検案書の作成の実際

原則として厚生省監修の死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルに準じる。

- ◆一般的な死亡診断書（死体検案書）用紙を使用する場合、「死亡診断書」の文字を二重線で

- 消す、押印はいらない。
- ◆日本法医学会、東京都等、大規模災害時用の死亡届付き死体検案書の様式が定められている場合はそれを用いる。
 - ◆各自治体は、少なくとも4枚（遺族、警察、都道府県衛生関係部局、検案医）複写の出来る大規模災害用の死亡届付き死体検案書を準備することが望ましい。
- (1) 氏名
- ◆戸籍通りに記載する。漢字の旧字（当用漢字以外）もそのまま用いる。
 - ◆漢字圏以外の外国人の名はその国の呼び名通りをカタカナで、もしくはすべてブロック文字で記載する。
 - ◆日本名の通称を持っている人は「金田こと金。〇」などと記載する。
 - ◆氏名不詳のときは、通称『熊さん』な等分かっている範囲で記載する。
 - ◆不詳の時には不詳と記載する。
- (2) 男女別
- ◆数字のみを○で囲む。
- (3) 生年月日
- ◆数字を記載する。
 - ◆不詳のときは上部に不詳と記載し、空きスペースに推定年齢を記載する。推定幅はできる限り小さくする。
- (4) 死亡したとき
- ◆死亡した時刻を記載するのが原則である。
 - ◆検案した時刻や死亡の確認時刻を記載してはならない。この欄には『確認』の文字は不要である。
 - ◆死体现象を根拠にしてできる限り死亡時刻を推定し、○〇頃（推定）と記載する。
 - ◆救急車で搬送中死亡した場合も同様である。
 - ◆着院時心肺停止（CPAOA）で蘇生しなかった時は蘇生を諦めた時刻ではなく、その時点から遡って死亡時刻を推定する。
 - ◆家族の複数が死亡している可能性がある場合、夫婦間、親子間等の被相続・相続を考慮する。家族が同一場所で検案を受けている場合は死体现象から厳密に死亡時刻の推定を行う。死亡時刻に差が見られないときには、民法第32条の2の規定による『同時死亡の推定』を適応する。別々の場所で検案を受けている可能性がある場合は、死体検案書の最下欄に死亡時刻推定幅を記載しておくのもよい。
 - ◆脳死判定の必要がある場合、相続に絡んだ裁判をも考慮して第一回目判定、第二回目判定、心臓停止時刻を「その他特に付言すべきことがら」欄に記載しておく。最終的には裁判所に相続権者の判断をゆだねることになる。
 - ◆不動文字の午前、午後は○で囲む。午前・午後
- 12時は一切使わない。昼の12時は午後0時、夜中の12時は午前0時とする。
- ◆災害発生時の衝撃で死亡（即死）したと思われるに十分な損傷が見られるときは、災害発生時刻を死亡時刻として記載する。但し、検案チーム間で事前に調整しておく。
- (5) 死亡したところ
- ◆原則として都道府県名から記載する。
 - ◆府県名と同じ市名の時は府県名を省略してもよい。
 - ◆政令指定都市は都道府県名を省略してよい。
 - ◆路上での死亡の場合、〇〇番地先と記載する。
 - ◆死亡の場所が不明な場合、死亡が確認されたところを記載して（確認）とする。
 - ◆救急車で搬送中死亡した場合、病院の所在地・病院名を記載して（確認）とする。
 - ◆漂流していた死体等の場合、発見場所を記載して（発見）とする。
 - ◆「外因死の追加事項」欄や「その他特に付言すべき事柄」欄に確認場所が死亡場所とされている理由を記載しておく。
 - ◆死亡場所の欄の数字に○を付ける。6.の自宅は実際に生活している場所で、住民票と別の場所であっても自宅とする。
 - ◆ホテル、旅館等は長期滞在していても「7.その他」とする。
 - ◆入院患者や外来患者がたまたま病院内で災害に巻き込まれた場合、発見時既に死亡していたときには住所の欄に病院名まで記載し、原則として「7.その他」に○をつける。
- (6) 死亡の原因
- ◆I欄には死亡に直接関連する疾病、状態を記載する。
 - ◆ア欄・直接の死因となった傷病名を記載する。イ欄・ア欄記載の原因となったものを記載する。ウ欄・イ欄記載の原因となったものを記載する。エ欄・ウ欄記載の原因となったものを記載する。
 - ◆エ欄まで記載の必要があれば記載し、なければ必要あるところまでよい。
 - ◆骨折を伴う死亡の場合、開放性か閉鎖性かの区別を記載する。
 - ◆状況が推定できる焼死、溺死等は許されるが、転落死、圧死等は単独では記載しない。転落死と記載する場合、ア、頭蓋骨開放性骨折、イ、頭部打撲、ウ、高所からの転落とし、「外因死の追加事項」欄に「地震による揺れで駅舎2階から階段を転落し、頭部をコンクリートの床で打撲したという」などと記載する。
 - ◆ア～エ欄の最下欄に記載された傷病名が原死因となり、エ→ウ→イ→アと下から上に因果関係があることが必要である。
 - ◆「発病から死亡までの期間」では、ア、イ、ウ、エ欄の右側にそれぞれ記載の傷病名が発生して

- から、「死亡したとき」欄に記載した時刻との期間を記載する。従って、最下欄が最も長い。
- ◆正確に判断できない時には約〇〇時間、約〇〇日、約〇〇月等と記載し、即死と思われる場合は『短時間』と記載することが多い。
 - ◆II欄の「その他の身体状況」欄には、I欄の傷病とは直接関連はないが、間接的に死亡の時期を早めたと思われる疾病等を記載する。
例えば、頭部打撲による脳挫傷で入院中に併発した気管支肺炎で死亡の場合の気管支肺炎、通常では骨折しないが骨粗しよう症であったため骨折で死亡した場合等、災害が原因で死亡したが、持病がそれに少なからず影響を与えたと思われる場合等である。
 - ◆逆に災害による損傷が死亡の50%未満の寄与率と判断した場合は、災害による損傷をII欄に、傷病をI欄に記載すればよい。この場合、「外因死の追加事項」欄や「その他特に付言すべきことがら」欄に、災害による損傷が死者の死亡に関係している事を記載する。
 - ◆妊娠中、分娩中、または産後42日以内の妊娠婦の死亡の場合、妊娠週数、産後死亡までの日数等、また低出生体重児（未熟児）の場合もII欄に記載する。
- (7) 死因の記載
- ◆傷病名は医学的に正しいもの、法医学的にも正しいものを記載する。
 - ◆WHOの国際疾病分類を参考にする。国際疾病分類には交通事故の項目に宇宙船内の事故も取り決められている。
 - ◆症状名だけを記載してはいけない。
 - ◆推定するときは（推定）と記載する。不明な場合は〇〇〇（推定、家族より聴取等）と記載する。それでも不明な場合、なぜ不明かを「その他特に付言すべきことがら」欄に記載する。
 - ◆大規模災害の場合、日本法医学会支援体制があるので、死因判定に疑問があれば担当地区の法医学教室に行政・司法解剖を依頼する。死体検案書は解剖結果を含めて法医学教室が交付する。
 - ◆日本語で記載すること、アルファベットの略号、例えばDIC、SAHなどは用いない。
- (8) 死亡の原因の補足部分
- ◆手術の主要所見：死亡の原因欄に記載の傷病の治療目的のため行われた手術の所見、手術名、部位、広がり、症状等を簡潔に記載する。
 - ◆手術の年月日：二度行えば二回、それぞれの日付を記入し、二日に亘れば開始日を記載する。
 - ◆解剖の主要所見：解剖が行われた場合に記載するが、災害の場合、法医学教室で死体検案書を交付するため一般臨床医は記載できない。
- (9) 死亡の種類
- ◆死亡の原因I欄（アイウエ）の最下欄に記載した原死因から判定する。
- ◆地震・洪水等天災による大規模災害の場合、地震による交通機関事故・火災による死亡を含め、「8その他」とする。
 - ◆上記の地震による駅舎からの転落は、転落に分類するのではなく、あくまでも地震によることを示すため「8. その他」とする。
 - ◆飛行機事故や電車、船舶等の単独事故による大規模災害の場合、「2. 交通事故」、工場の爆発などでは「5. 煙、火災及び火炎による障害」、テロ等による場合は「10. 殺人」に分類する。
 - ◆災害後遺症での死亡の場合、期間の長短にかかわらず、災害を引き起こした原因によってそれぞれの死亡の種類に分類する。
 - ◆大規模災害発生後の火災等での死亡は、明らかに地震に原因があると判断できる時には「8. その他」に分類し、「外因死の追加事項」欄や「その他特に付言すべきことがら」欄に「大規模災害発生後〇〇時間経過した時点でガス爆発して火災発生」等と記載する。
 - ◆「11. その他及び不詳の外因」は、死刑、戦争に因る死亡、外因死であることは確実であるが不慮か否かの区別がつかない場合に選択する。
 - ◆「12. 不詳の死」は、病死か外因死かの区別もつかない全く不詳の場合で、「その他特に付言すべきことがら」欄になぜ不詳かを詳しく記載する。
- (10) 外因死の追加事項
- ◆死亡の種類の欄で1以外のいずれかに○を付けた時に記載する。
 - ◆1に○を付けた時でも、外因が死亡に重大な影響を与えたと考えられる時、例えば、心臓発作を起こし転倒して脳挫傷で死亡した時には、「外因死の追加事項」欄や「その他特に付言すべきことがら」欄に、心臓発作により転倒した等と記載する。
 - ◆逆に、直接の死因は動脈硬化性脳梗塞だが、交通事故による骨折が悪影響及ぼしたと考えられるとして「死亡の原因のII欄」に記載したとき等でも外因死の追加事項に状況、理由等を記載しておいたほうがよい。
- (11) 傷害が発生したとき
- ◆死亡の種類が2～11の場合には傷害発生の時を記載し、推定しかできないときは〇〇時頃（推定）と記載する。
 - ◆死亡の種類1の場合には、外因的事象が発生したときを記載する。
 - ◆死亡の原因のII欄に外因的要因を記載したときは、それが発生した時期を記載する。
- (12) 傷害発生の場所
- ◆住居、工場、道路等で分ける。
- (13) 傷害が発生したところ
- 町村まで記載する。不詳の場合は不詳とし、発

見場所を（発見）として記載する。

(14) 手段及び状況

- ◆外因的要因、傷害が起こった状況を場所等を含めて記載する。例えば、駐車場、自宅浴室、納屋内等。
 - ◆簡潔かつ具体的に記載する。
 - ◆警察からの聴取等伝聞情報が多いので、伝聞であることが分かるように「〇〇〇という」等と記載することが多い。
 - ◆自動車乗車中の被災事故のとき、公道上か、それ以外か、運転手か、同乗者か、歩行者かの区別を記載する。
 - ◆墜落・転落の場合は高さや何階か、建物のどこから転落したか等を記載する。
 - ◆自宅居間で就寝中梁が落下し、胸部を圧迫された等と記載する。
 - ◆不明の場合、詳細不詳として発見状況を記載する。例えば、『漂流中発見されたという』、『死体で発見されたという。捜査中』等。
- (15) 生後1年未満で死亡した場合の追加事項
- ◆病死の場合のみ記載するので災害の場合は必要ない。
 - (16) その他特に付言すべきことがら
 - ◆作成する書類をより詳しく正確なものにするために記載する欄と考えればよい。
 - ◆大規模災害時の外因により死亡したのではないが、その後のストレスで持病が悪化して病死したと判断できればその様に記載する。

(16) 署名欄

- ◆一般的な死亡診断書（死体検案書）を用いる場合、診断（検案）のどちらか一方を二重線で消す。
- ◆住所：勤務医の場合は勤務先の住所を記載する。
- ◆自宅の住所でもよい。
- ◆氏名欄は記名押印する（医師法上、誰にでも判別できるように書かれた署名であれば押印は不要だが、普通は押印を求められる事が多い）。
- ◆診断（検案）の日は不变であり、新たに死体検案書を作成・交付する日を下欄に記載することとなった。
- ◆検案日と交付日時が同じ場合は上下欄に年月日を記載する。

(17) 一般的注意

- ◆不動文字（診断書中に印刷されている文字）を末梢するときは二重線で消す。
- ◆算用数字があるところは数字を〇で囲む。
- ◆空欄には他人に加筆されないように斜線を引く。
- ◆捨印は絶対に押さない。
- ◆誤記も元の字が分るように二重線で消し、欄外に〇〇字訂正と記載して押印する。
- ◆余り誤記が多ければ新しく書く直す。
- ◆原本から謄本の形で交付し、交付したものとの間に『契』印を押す。

◆死亡診断書や死体検案書は謄本（コピー）でも有効である。但し、常に医師の押印が必要である。

◆記入事項が多い場合、欄外に記載してもよい。

◆親族であっても金銭に絡むことがあるので、提出先を記載した死亡診断書（死体検案書）交付願を提出させるか、原本の死体検案書の裏面に交付請求者に署名をもらうといい。

◆保険会社等からの照会には守秘義務規定から親族の承諾書を必要とする。

D. 参考

大規模災害時における死体検案時に使用する検案ノートの様式（付図6、7）、遺体安置所のモデルと死体検案状況の模式図（付図8）を参考までに示した。

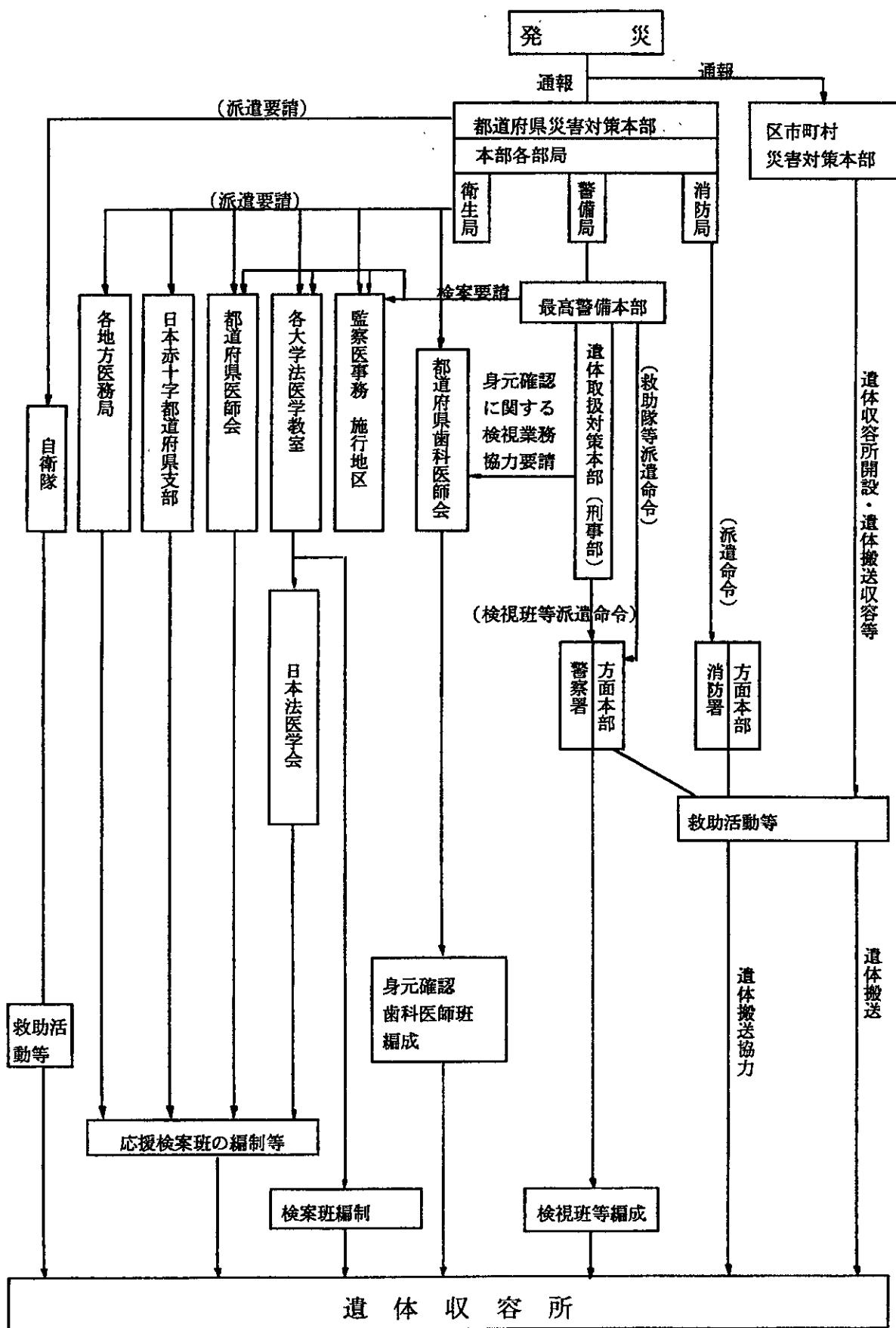
D. 結語

大規模災害時における死体検案体制のマニュアルの原案を呈示した。死体検案の一般的な方法等は今回割愛したが、最終案では記載する予定である。死体検案支援者における二次災害の補償問題、各自治体における防災計画の検討等は不十分であり、次年度の研究テーマである。この段階で各方面からの意見を集め、改良していきたい。

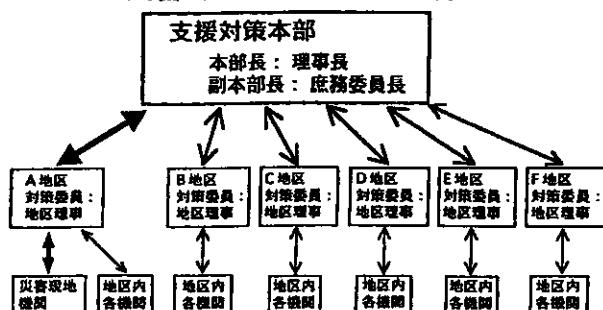
付図1 異状死体として取り扱われるもの（日本法医学会ガイドライン）

- ① 外因による死亡（診療の有無、期間を問わず）
- ② 外因による傷害の続発症や後遺症による死亡
- ③ ①または②の疑いのあるもの
- ④ 診療行為に関連した予期しない死亡、またはその疑いのあるもの
 - 1) 診療行為中、あるいはその直後の予期しない死亡
 - 2) 診療行為自体が関与している可能性のある死亡
 - 3) 診療行為中、または比較的直後の急死で、死因が不明な場合
 - 4) 診療行為の過誤や過失の有無を問わない
- ⑤ 死因が明らかでない死亡
 - 1) 死体で発見された場合
 - 2) 一見、健康に生活していたひとの予期しない急死
 - 3) 初診患者が受診後きわめて短時間で、死因となる傷病が診断できないまま死亡した場合
 - 4) 医療機関での受診歴があっても、その疾病により死亡したとは診断できない場合
 - 最終受診後 24 時間以内であっても、診断されている疾病により死亡したとは判断できない場合
 - 5) その他、死因が不明の場合
 - 変死体の疑いのある死体（病死か、外因死か不明）

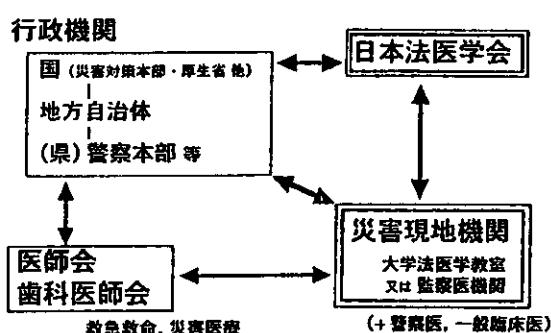
付図2. 大規模災害時における死体検案体制の指揮命令・要請連絡系統図



**日本法学会
災害時死体検案支援体制**

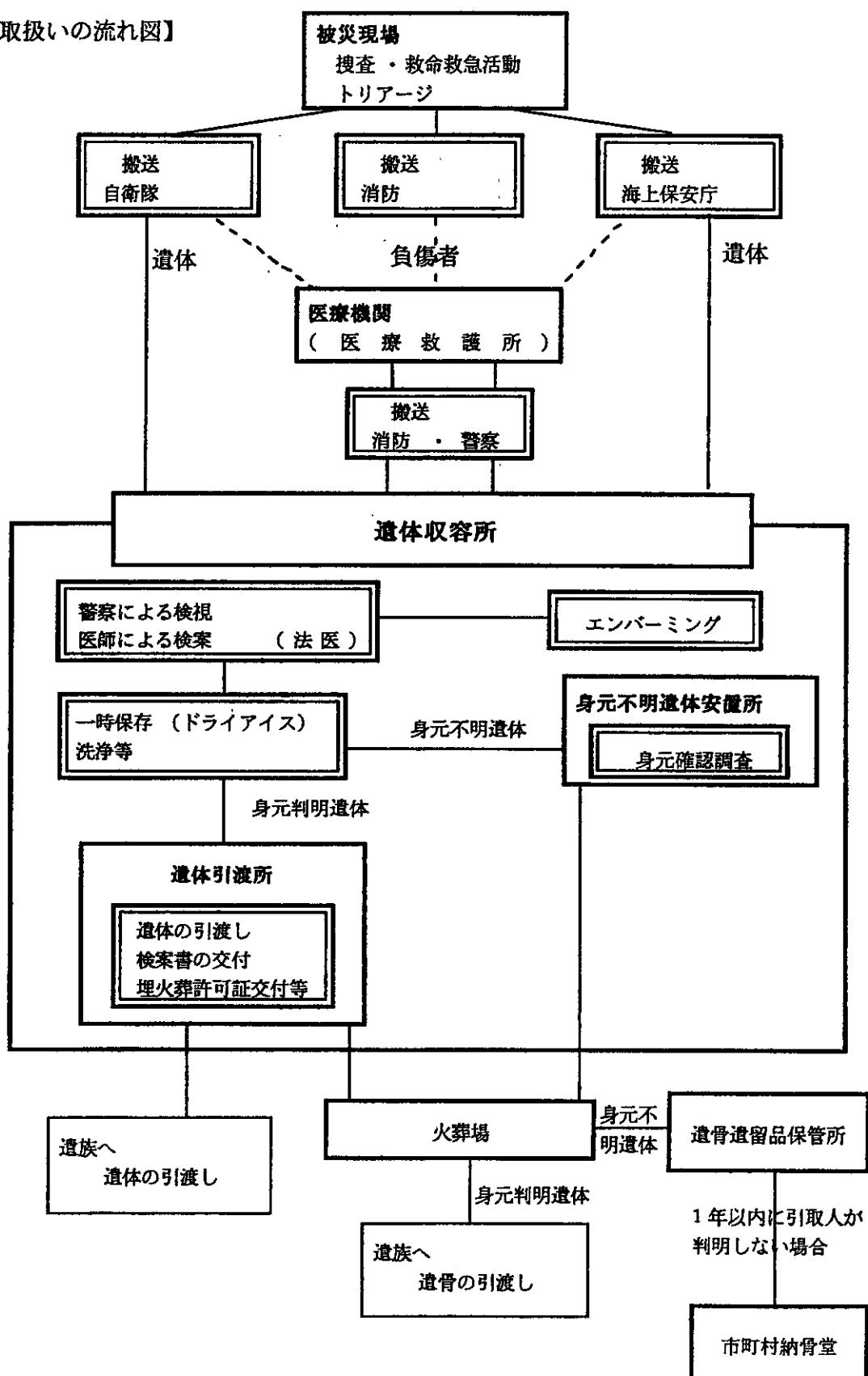


付図3. 災害時協力体制



付図4. 日本法学会
災害時死体検案支援体制

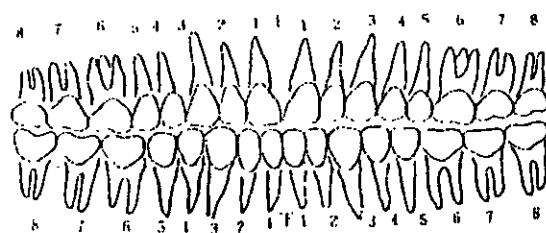
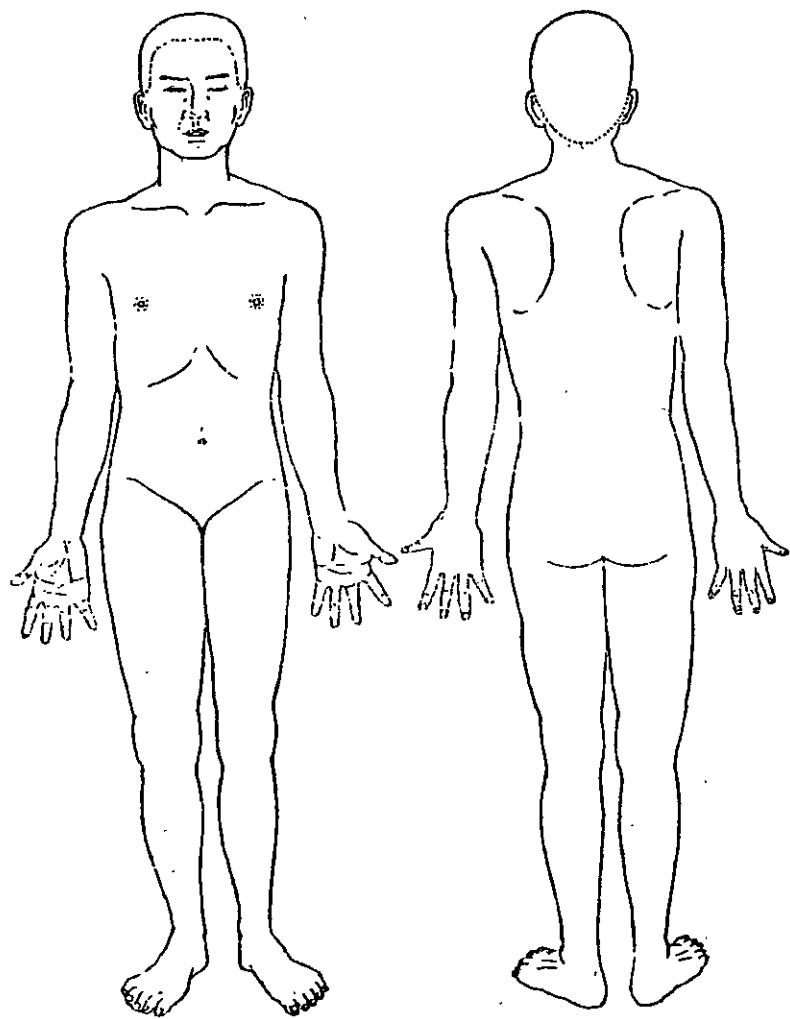
付図5 【遺体取扱いの流れ図】



付図6. 大規模災害時における死体検案の検案ノート（表）

検案・解剖記録		19 . . .	行政・司法						
氏名		男・女	署	NO.					
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 才			職業					
本籍									
現住所									
死亡(観)場所									
事故発生場所									
検案場所									
事故発生日時	平成 年 月 日 午 時 分								
死亡日時	平成 年 月 日 午 時 分								
検案日時	平成 年 月 日 午 時 分								
状況									
体温	℃	外気温	. ℃	測定日時					
体格	大・中・小		榮養	良・不良					
死体強直	趾	指	手	膝	肱	腰	肩	頸項	
死班									
頭髪				耳鼓耳孔					
眼結膜				眼溢血点					
角膜潤滑				瞳孔					
鼻腔内容				口腔内容					
舌	外陰部			肛門					
解剖時間	日 時 分		解剖場所						
所見									
死因									
その他									
担当									

付図7. 大規模災害時における死体検案の検案ノート（裏）



付図8. 遺体収容所と死体検案

